

病児・病後児保育について

病児・病後児保育は、お子様が発熱などの急な病気にかかったときや病気からの回復期に保護者の方が仕事などで家庭での保育を行う事が困難なとき、病児・病後児保育の実施施設が保護者の方に代わってお子様の保育を行うものです。

●対象児等

鏡野町に住所があり、既に保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等に通園・通学している生後8ヶ月から小学校3年生までの児童。(※ただし、松尾小児科、小畑醫院は、生後7ヶ月～小学校6年生まで利用可能。)

●実施施設

- こどもデイケアルーム「さくら」(河原内科・松尾小児科内)
津山市二宮2137-10 電話(0868)28-5570(小児科外来)
- 病児保育室「方舟(はこぶね)」(小畑醫院内)
津山市志戸部662-14 電話(0868)25-2111
- 鏡野町国民健康保険病院 3階 病児保育室「たんぽぽ」
鏡野町寺元365 電話(0868)54-0011

※ 利用時間については、実施施設にお問い合わせください。
※ 日曜日・祝祭日・年末年始・小児科休診日はお休みとなります。

●利用方法

- 毎年度、事前登録が必要ですが、外来で利用初日に登録することもできます。
- 必要書類は、役場保健福祉課又は病児保育の実施施設にありますので登録をしてください。

- 必ず、利用前には実施施設に予約状況を確認してご利用をお願いいたします。
また、予約を取消す場合も実施施設にご連絡ください。

●利用料

- 1日 2,000円
(別途食事代400円 *希望者のみ)
※但し、ひとり親家庭等医療給付対象世帯及び生活保護世帯は1日1,000円

病児・病後児保育は幼児教育・保育の無償化の対象です。但し、

- ・ 幼稚園、保育園(所)、認定こども園等を利用していない方が対象です。
- ・ 町の「保育の必要性の認定」が必要です。
- ・ お子様の年齢により上限額があり、世帯の課税状況等によっては無償化の対象とならない場合もあります。

詳しいお問い合わせは下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：榎本
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

「高校生等通学助成金支給制度」をご活用ください!

●高校生等通学助成金支給制度とは

高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担の軽減や、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行なっております。

●支給対象は、以下のすべての要件を満たす者に限ります。

- 鏡野町に住所を有する(住民基本台帳に記載のある)20歳までの者。
- 交通手段を問わず、本町内の住所地から高等学校等に通学する者、またはやむを得ず本町内の住所地を離れて高等学校等に通学する者。(第3学年在学者まで)
- 町内の住所地から高等学校等までの距離が15km以上の者。

※高等学校等とは…学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部、及び同法第125条の2に規定する専修学校の高等課程をいう。

●助成金支給額

住所地から高等学校等までの距離が

- 15km以上30km未満……………1カ月 3,000円(年間 36,000円)
- 30km以上……………1カ月 5,000円(年間 60,000円)

※通学の距離は、公共交通機関を利用した場合の距離で計算いたします。

※年間助成額(12カ月分)を一括でお支払いします。

※中途退学等、変更事項があった場合、必ずその旨を町長へ届け出て下さい。過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

お問い合わせ、申請様式の請求

鏡野町まちづくり課 担当：須田 電話(0868)54-2982
または、各振興センターにお問い合わせください。